

学校法人 星美学園 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、働きやすく生き生きとした職場を作るために必要な雇用環境整備を推進し、職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～令和13年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内において、男性の育児休業取得率を50%以上とすることを目指す。

<対策>

- 令和8年 4月～ 産前産後休業及び育児休業等に関する制度の周知
- 令和8年 4月～ 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- 令和8年 4月～ 子の看護等のための休暇及び短時間勤務制度の取得促進

目標2：時間外労働時間の削減に向け、毎月の平均時間外労働時間を5時間未満とすることを目指す。

<対策>

- 令和8年 4月～ 学園各校種への周知および取り組みの検証
- 令和9年 4月～ 残業しない曜日の設定の推進